

市第 132 号議案

中区における町区域の変更

次のように中区において町区域を変更する。

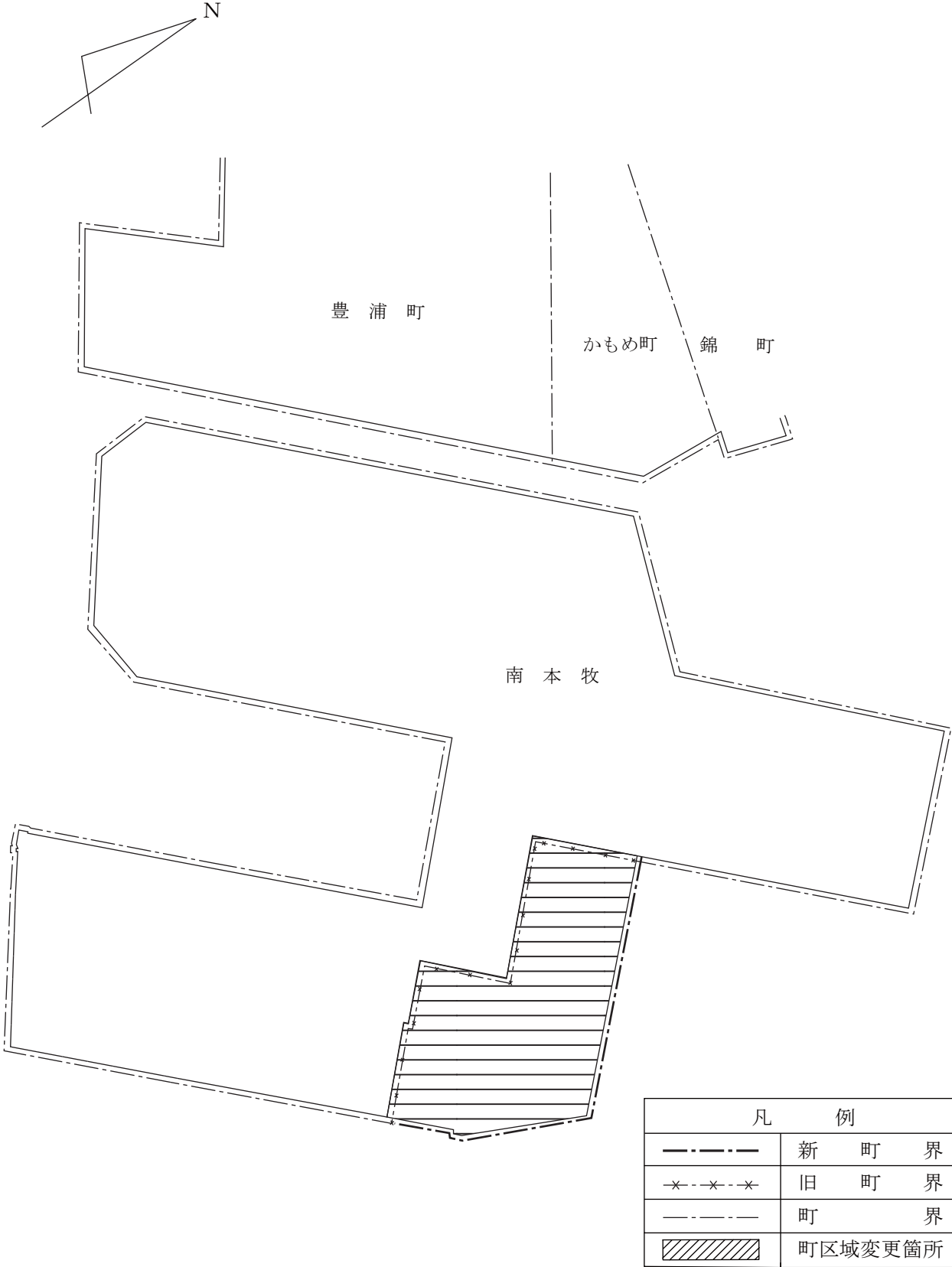
令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町名	土地の所在	区域図
中区南本牧	中区南本牧地先	別図のとおり

中区における町区域の変更図

別図



提 案 理 由

中区南本牧地先公有水面埋立地を中区南本牧に編入したいので、
地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）